

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

令和2年11月5日
2江総契経第1946号
令和3年12月15日
改正3江総契経第2185号
令和6年12月11日
改正6江総契経第2593号

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）は、平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号通達（以下「基本通達」という。）に基づき、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従事員が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め流動化を促進する等により、中小・中堅元請建設業者の資金調達の円滑化を図り、更に工事の適正な履行の確保に寄与することを目的とする融資制度である。

この制度を受け、江東区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設業者が、本融資制度を利用して完成工事部分については組合等から転貸融資を、未完成工事部分については金融機関から融資を受けるため、施工中の工事に係る債権譲渡申請を当局に対して行った場合に、区が請負契約に係る標準契約書（以下「工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾するときの方針を以下のとおり定める。

なお、承諾に係る具体的な手続については、第二に定める。

2 対象工事

発注者が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

- (1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。なお、契約変更により当該請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。
- (2) 対象工事の進捗率が全体の概ね50%以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事、又は工期が複数年にわたり債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事であること。
- (4) 以下に掲げる事項に該当していないこと。

- ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
- ② 工事請負契約書44条各号又は45条各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合
- ③ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合
- ④ 履行保証を付したもののうち、区が役務保証を必要とする場合
- ⑤ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある場合
- ⑥ 江東区工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成30年9月1日30江総経第1439号）に基づく低入札価格調査の対象となった工事は対象外とする。

3 譲渡の対象となる工事代金債権の範囲

譲渡の対象となる工事代金債権の範囲は、当該請負工事が完成した場合において、区が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負代金から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額。

4 債権譲渡人及び債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人は融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

5 支払計画等の提出について

債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなっている。また、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）においては債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとなっている。

6 譲渡することができる工事代金債権の担保の範囲

融資制度において譲渡することができる工事代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

7 当該請負契約の内容について変更が生じた場合

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負代金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

8 当該請負契約が解除された場合の取扱い

当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第52条第1項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、当該請負契約に基づき当局が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申し立てをすることはできない。

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

1 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

(1) 提出する申請書類は次のとおりとする。

① 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通

② 締結済の債権譲渡契約書の写し 1通

※ 様式は、平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

③ 工事履行報告書 1通

※ 様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

④ 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

⑤ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと

⑥ 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

⑦ 債権譲渡通知書 1通

※様式は、基本通達に定める様式3を準用（承諾日は記載不要）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

⑧ 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印または代理人印（以下「使用印等」とい

う。)である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し 1 通

- (2) 申請書類の提出先は、江東区総務部経理課(以下「経理課」という。)とし、当該工事の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参すること。(郵送等による提出は認めない。)

ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状(様式2)を提出することにより、単独で提出することができる。

なお、3による債権譲渡承諾書(様式1)又は4による債権譲渡不承諾通知書(様式3)の交付に際し、債権譲渡人と債券譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても委任状(様式2)を提出すること。

- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人は、経理課への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

2 申請内容の確認

1により申請を受けた経理課は、チェックリストを使用し、以下の点について確認する。

- (1) 対象工事が第一の2の条件を満たしていること。

- (2) 次に掲げる事項の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書(様式1)が提出されていること。

① 同じものが3通提出されていること。

② 本取扱に定める様式1を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。

③ 次の内容が工事請負契約書と一致すること。

ア 工事件名、工事場所、契約締結日、工期及び請負代金額

イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名

④ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書又は受付票に押印したものと同一であること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

⑥ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

⑦ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること、また、J Vの代表者が使用した印は、契約書、受付票又は使用印鑑届に押印したものと同一であること。なお、この場合において、J V構成員の押印は不要である。また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名、及び氏名が契約書と一致していること(※J Vの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は

出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。）。

(3) 締結済の債権譲渡契約証書の写しについて

① 次の内容が契約書等と一致していること。

工事名、工事場所、契約日、工期、請負代金額、既受領金額、債権譲渡額

② 債権譲渡契約証書の債権譲渡人及び債権譲受人の記載は、それぞれ印鑑証明書により記載内容
と実印を確認すること。

③ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職
氏名の記載がJV協定書と一致していること、また、押印した印がJV協定書に押印したもの
と同一であること（※JVの各構成員全員が債権譲渡に同意していることを確認するこ
と。）。

(4) 印鑑証明書について

発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(5) 工事履行報告書について

当該工事に関して、工事履行報告書により、本件工事の進捗状況が全体の概ね50%以上である
ことを確認する。

(6) 履行保証人の承諾書の写しについて

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により
承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されているこ
と。

① 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したもので
あることが確認できること（役務保証特約付ではない。）。

② 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一
致していること。

(7) 債務保証承諾書について

振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写
しが提出されていること。

(8) 債権譲渡通知書について

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されてい
ること。

また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者氏名が債権譲渡承諾依頼書
記載のものと一致しており、債権譲渡人が使用した印は、契約書又は受付票に押印したものと同
一であること。

ただし、JV案件については、債権譲渡人としてJV代表者のみの記載で足りるものとする。
なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

3 債権譲渡の承諾手続

経理課は、2による確認で問題がない場合は、以下のとおり手続を行う。

- (1) 速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
- (2) 決裁終了後、債権譲渡承諾書（様式1）3通に発注者印及び確定日付印を押印する。その際、債権譲渡整理簿に必要事項を記載し、保管する。
- (3) 発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書（様式1）3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。
なお、残りの債権譲渡承諾書（様式1）及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (4) 債権譲渡承諾書（様式1）の交付は、債権譲渡承諾依頼書（様式1）等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

4 債権譲渡の不承諾

債権譲渡人が工事請負契約書44条各号及び45条各号のいずれかに該当することが判明した場合など、第一の2の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。なお、債権譲渡不承諾通知書（様式3）には必ず不承諾とする理由を記入すること。
- (2) 決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書（様式3）3通に発注者印を押印する。
- (3) 発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書（様式3）3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書（様式3）については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (4) 債権譲渡不承諾通知書（様式3）を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

5 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金又は部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲

内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書、債権譲渡承諾書（様式1）の写し等を経理課に提出するものとする。
- (3) 経理課は、当該工事請負代金請求書を、工事を主管する課（以下「工事主管課」という。）に送付し、工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上、工事代金債権の支払先を、請負代金の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

6 契約変更の場合の取扱

- (1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（様式4）を作成の上、経理課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- (3) 工事代金債権計算書（様式4）の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（様式1）及び契約変更に伴う承諾書により確認する。
また、債権譲渡人の印と工事請負契約書又は受付票の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。
- (4) (3) により工事代金債権計算書（様式4）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（様式4）を債権譲渡承諾書（様式1）とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

7 契約解除の場合の取扱

- (1) 債権譲渡を承諾した後に倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、経理課は第一の3により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（様式4）を作成の上、経理課に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。
この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（様式4）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

- (3) 工事代金債権計算書（様式４）の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（様式１）及び契約変更に伴う承諾書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

- (4) 上記(3)により工事代金債権計算書（様式４）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。

以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（様式４）を債権譲渡承諾書（様式１）とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

8 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事請負代金債権の担保のために工事の出来高を査定するため、事前に工事出来高確認協力申出書（様式５）を持参又は郵送等により経理課に提出すること。
- (2) 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書（様式５）の提出を受けた経理課は、工事主管課へ申出書を送付し、工事主管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

9 融資実行の報告

- (1) 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後１週間以内に融資実行報告書（官房課長通達に定める様式５）を経理課に提出すること。
- (2) 融資実行報告書は、記載されている内容が債権譲渡承諾書と一致することを確認のうえ受理し、工事請負契約書の綴りに添付し、経理課で保管する。
- (3) 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基本通達記１４※に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを当局に提出する。
- なお、書類の提出先は、施工担当部署とし、提出方法は持参又は郵送の方法によるものとする。

※基本通達記１４ 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分

払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

10 不正行為への措置

融資制度に関し債権譲渡人及び債権譲受人から区に提出された書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたとき、経理課は融資制度の監督官庁、組合等の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報する。

11 業者選定等における留意事項

融資制度は健全な中小・中堅元請建設業者が積極的に活用すべきものであるため、中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札の業者選定等において不利益な取扱いをすることがないように留意する。

12 その他様式類

融資制度を実施するに当たって必要な債権譲渡受人における様式類等で本基準に定めないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書及び債務保証承諾書等）は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱いについては、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続きを経て定めることとする。

13 委任

この取扱いに定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び支払いに関し必要な事項は、総務部長が定める。

（附則）

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和2年11月5日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

（附則）

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和3年12月15日から施行する。

（附則）

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和6年12月11日から施行する。